

Title	ヘーゲルの国家観
Sub Title	
Author	村田, 岩次郎
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.5 (1910. 11) ,p.588(88)- 592(92)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19101100-0089">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19101100-0089</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

が醒めて見ると之を覺えて居る事は極めて僅少である。それから覺醒するに際し耳の中に於て最終の句が響くならば吾人はそれが全然無意義であるのを發見する。或は又吾人は夢の中に於て至貴至重な科學的發見をなしそれに就き滔々一場の演説をなすが、後に覺醒して見るとそれが亦不成立のものであるを知るのである。斷定の此の種の缺損は時とすると覺醒後迄引續き、さうして赫々たる日光が生ずる頃に及んで先の立派な意見も實は三文の價値のないものであつたのを發見するのである。此の種の無意義な事を考へるといふ事と次のやうな現象も類似するのである。それは一には吾人自らの感情や感覺を客觀化したりし、二には何等かの聯想を相互間に有する所の人物をして相互に交際せしめたりし、三には吾人自身の人格が吾人に對立する所の他のもの、やうに見えるといふ事である。此の如くであるから、夢の中に於ける表象の結合作用は其の各個の表象と同様に幻覺的性質を帯びるのである。吾人は睡眠をなしつゝある

間。は。欺。瞞。昏。迷。の。目。的。物。と。な。り。そ。れ。に。翻。弄。せ。ら。れ。る。も。の。で。あ。る。吾人は吾人の夢の中にある形象が覺醒生活の時の形象と如何に異なるかを決して疑はない。或は又無意識的回憶作用も夢の中に於ては起らないし、よし又起つたにせよそれは極めて稀に起るのである。さうして若しも此のやうな状態が來たならばそれは通常覺醒の瞬間が來つたといふ事を意味するのである。(未完)

### ヘーゲルの國家觀

村田岩次郎

本誌第四卷第貳號に登載せる「十八世紀の國家觀と其反動」の續稿なり

個人主義的思潮と其反動的傾向とのシンセシスはヘーゲルの法律哲學であつた、彼が從來の國家學說に反對したる點は國家を以て人工的或は專擅的のものとなし、之を單純なる手段方便と見做したるにあり、併し個人本位であり、従つて國家を器

械視したる從來の國法學者の、所謂必要國家、理性國家は、彼の又能く解した所である。かくして公民社會は全然從屬の關係に置かれ、個人の生存幸福、並に其の法律上の存在は、社會全體の存在幸福並に權利と混淆せられ、然も獨り此關係に於てのみ實現せられ又保障せらるゝのである。

カントに於けるが如くヘーゲルに取りても、亦國家は(法律によつて自由意思の認めらるゝ範圍に於て)法律國家である、併しヘーゲルがカントと大に趣を異にしたる點は自由意思の合理性總意思の觀念に就いて極めて眞面目であつたことである而して彼に據れば、自由意思は獨り家族に始まり國家に終る所の全倫理界 (Der ganzen sittlichen Welt) に在りてのみ實現せらるゝのである。さればヘーゲルに取りては國家は偶生物にあらずして必然の成果たり、國家は理性夫れ自體にして又道徳夫れ自身である、國家は隨意の作物にあらずして倫理思想其のもの、發顯である國家は倫理的完全世界にして又地上の上帝である。

彼はアダムミュラーと等しく國家を説明して絶對不易の目的自體なりと云ひしも、ルツソーに對しては非難攻撃の矢を放つた。即ちルツソーに據れば總意思は唯各個人の意思の總加たるに止まり又社會契約は自由意思の上に築かれ従つて中心となる可き權威がないと云つた。又ハツラーに向つては、國家の合理性を重視し、國家の權力は決して專擅的のものにあらずして、理性夫れ自體の發現であることを説いたのである。

國家は道徳によつて其の直接の存在を有し、個人の意識によつて其の間接の存在を有するのである國家に在りて自由は其最高の權利を示し、國家は個人に對して此至高の權を行ふが故に、個人最高の義務は従つて國家の一員となり國家に一身を貢獻するにあり。されどヘーゲルは決してアダムミュラー一流のローマンチカーの國家觀を抱けるにあらずして、クラツシツク思想觀念を抱いて居つたのである。故に彼は啓蒙の思想に反對すると共に又ローマンチクの主觀的專制に抵抗した。而

して獨立戰爭により獨逸人の心裡に閃めきたる國家的觀念の如きは即ち彼の期待し又要望した所である。然り、此の點にヘーゲルの法律哲學國家哲學と普魯士國との思想上の干繫、心理上の連絡を發見し得るのである、普魯士に取つて特に喜ぶ可きは唯其書が伯林に於て伯林の一教授によつて書かれたと云ふに止まらずして、ヘーゲルが其胸中に描いた所の國家は、實は普魯士其のものであつたと云ふことである。ハイムは彼を嘲つて斯う云つた「ヘーゲルの法律哲學にありては美しき古代の國家は醜く、も黒く白く塗られて了つた」と、併し此皮肉なる言葉の中に潜める片意地を棄て、公平に冷靜に批評してこそ、始めてヘーゲルの眞價を窺ひ知ることが出來よう。普魯士は一八二〇年メッテルニヒに應じて反動的政策を取り、其の憲法問題に對する態度は脆弱、無見識、狼狽並に動搖の印象を與へたされば皮想なる觀察家が其の内部の勢力を看過したのは無理もない。併しヘーゲルは之に反して此反動此狼狽の中に自から充分

の鞏固と健全なる基礎と將來とを洞察し得たのであつた。

彼の法律哲學の序言に有名な然も屢々攻撃の的となる「合理的のものは現實なり現實は即ち合理的なり」と云ふ文句がある。而して普魯士に於て當時現在せしものは反動であるが故に現實の稱讚者たる彼は反動家となるの危険なるにあらず、實に彼が全然此誘惑を免れなんだものとは云はれぬ良心も亦習慣に右左さるゝが如く國家は其權威を以て個人の自由を危害し「實體」は個人を包容すとは個人を以て隷屬的の分子と見做すヘーゲルの歴史主義を説明するものである。

然るに精神は發展其のものである、其の本性は自由である、従つて世界史は自由の意識に於ける進歩と、自由の觀念の發展以外に何ものをも意味するものではない。ヘーゲルの歴史哲學の本務は、歴史の自由發展の經過を專擅的に論斷するにあらずして、時代の歴史的智慧に基いて思量するにあらるのである、各國家的組織の正理と自主其の民族

的特徴並に個體性は、彼の歴史哲學の明白に認むる所である、彼は又獨立保持の手段として戰爭の高尙なる意義をも認めた。彼はシルラーと等しく戰爭を以て人類を刺激する原動力なりとした。併し幾多の民族精神は唯一度時代を作り唯一回世界的民族たるを以て、カントの如く永久の平和はヘーゲルの目的とする所でない。歴史は目的夫れ自體であり且つ究極の典據である、絶對精神の中樞であり且つ其權威の實現であり眞相である。世界史の進動は初めて東洋に起つた茲に於ては歴史は幼稚時代に屬し個人は不自由にして主權者のみ自由を享け得たのである。希臘によつて代表せらるる第二期は「主觀」と「實在」との自然的合一を見る所の美しき自由の世界であつた。ローマ帝國は正に其の壯年時代にして、一方に於て一帝王の絶對權は個人並に人民を壓服すると共に、絶對的人格の自由は法律によつて認められた。併し專制と之に基く心裡の苦痛とは更に一層高等なる精神界並に基督教國を通じて精神の自由啓發を要望せしむ

るに至つた。而して眞正なる自由の觀念は日耳曼民族によつて實現せられた。意味多き中世長夜の夢は文藝復興の曉鐘に破られて東天白む所、其處に近世的新世界は出現した。而して赫々たる太陽の如く宗教革命は此新世界を照したのであつた。其内容は「各人須らく己の信ずる所に従つて自由なる可し」と云ふにあり、宗教と國家の絶對的權威を調停し精神自由の原則を世界的に應用したるは宗教革命の事業にして又其の擧げ得たる成績である、之に反して舊教の世界は退嬰の氣に蔽はれ昏迷の境に沈むに至つた。

斯の如きは固より反動家の聲ではない、又現状維持の觀念ではない、ヘーゲルの中古並に舊教に對する態度及び宗教革命に於ける自由精神の稱揚と尊重とは、彼をして故らにローマンチカーの歴史的觀念より遠ざからしめたのである。

(參照)

國家は精神其のもの、發顯なり、精神にして自然の上に在る如く國家は物質的生活の上に在り

左れば吾人は國家を地上の上帝として崇仰せざる可からず、然り而して自然を會得すること容易ならずとせば、國民を了解するは更に無限に困難なりと知る可し（法律哲學第二七二節）精神は唯自覺せるものに於てのみ眞實なり、國民的精神たる國家は其諸般の關係、倫理上の原則、並に個人の意識を普及する所の法律なり、従つて一民族の憲法は主として其の民族の自覺の性質範圍の如何によりて定まるものと云ふ可し（第二七四節）

拿破崙は獨斷的憲法を西班牙に布かんとして失敗せり、憲法は單なる手工品にあらずして、幾世紀の培養を要件とする産物なり。

拿破崙が西班牙に與へたる憲法は西人が從來維持し來れるものに比して遙に合理的なりしなり然も彼等は之を全然彼等に不適當なるものとして之を拒めり、凡そ憲法は人民の權利思想の表明にして其の文化の模寫たる可きものなり、然らずんば其の憲法は無意味且つ非眞理なり（第

二七四節追加）

國家の目的とする所公民の安寧福祉を計るにありとは眞理なり、若夫れ國家にして人民の所期に副ふ能はず其の希望を滿す能はずとせば、斯かる國家は極めて不安なる基礎の上に立てりと云はざる可からず（第二六五節追加）

國家公共の事項に關し個人の判斷意見及び助言の提供を意味する所の主觀的自由は、輿論の形體に於て表明せらる、輿論は絶對實質眞正の要素を包含すると共に、多數者の獨立せる部分的特異の意見を混有せるものなり（第三十六節）左れば輿論は絶對に眞理にあらざると共に絶對に誤れりと云ふ可からず、然り而して此輿論の眞偽を判斷し玉石を辨別するは是れ偉人の事なり、時勢と輿論が何を意味し何を要求するかを看取して以て之を時代に告ぐるもの即ち是れ時代の偉人なり（第三十八節追加）

『近世史研究案内』

田中萃 一郎

風光の明媚なるに於て、ハイデルベルヒと覇を南獨に争へるフライブルヒ大學は、進化學者ワイズマンを始として、種々の方面に於ける知名の碩學を網羅せり。史學に於てもペーロウ、マイネツケ等は實に獨逸史界の重鎮たり。而して這般の大家と共に史學の講座を擔任して近世史を講じつゝある、ゲーウオルフ講師（六十五年六月十二日生）は今回『近世史研究案内』(Gustav Wolf: Einführung in das Studium der neueren Geschichte. Berlin 1910. M. 16)の一書を公にして、歐洲、近世史研究者に至便なる参考書を提供せり。歐洲近世史の知識は苟くも教育ある人士に取りて必要缺く可からざるものにして、我邦にありても此種の研究に志さんとするの讀書子は決して尠しとなさずこれ余が敢て本欄に於て稍々詳細にウオルフ講師の新著を紹介せんとする所以なり。

自序に據るに本書の目的は、第一特別の問題と關係なき、一般的に重要な問題に注意を向け、第二史學の學生並に研究者の爲に近代の史料並に參考書を説きて獨立研究の第一歩を容易ならしめ第三範圍を限りて一の參考書を作らんとするにありと云ふ。蓋し、近世史研究の序論として必要なる萬般の問題を説明せんことは到底一卷の書冊の能くす可き處にあらざれば、著者は即ち範圍を限りたるならん。かくて、先づ第一に論述を避けたるは歴史哲學上の問題にして、著者は之をベルンハイム並にラングロア、セニョーボの著書に之を譲れり。又詳細なる史籍目錄も勿論必要なれど、既にダールマン、ワイツ獨逸史籍目錄第七版モノ一佛國史籍目錄新版等に照すも、これ一人の力の能くし得可き處にあらざればとて、之が記述を避けたり。而して著者は又専ら政治史の方面にのみその力を注げるが、而も本文は菊版にて七百四十五頁に上り、ベルンハイムの第五六版の七百九十八頁なるに比して、五十餘頁の差あるのみ。その